

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年10月26日（平成28年（行情）諮問第650号）

答申日：平成29年1月17日（平成28年度（行情）答申第653号）

事件名：全国統一取扱物品リスト等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

以下に掲げる文書1及び2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

文書1 改善指導（特定刑事施設，ただし特定年月日以降）

文書2 全国統一取扱物品リスト（特定刑事施設，平成28年5月1日付け）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月1日付け福管総発第198号により福岡矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、法5条2号イ，4号及び6号に該当するとして不開示とされた部分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書（添付資料省略）（※は、判読不能な文字）

処分庁は本件処分の理由について、第1に、全国の刑事施設で販売可能な物品の摘要，商品名，仕様，メーカー名（販売元を含む），についてを公開することについてを、「今後同事業の競争関係にある他社等が，同情報に加工・改善を加えたり，そのアイデアを流用するなどし，あるいは当該会社の供給能力や仕入ルート等が明らかになり，その結果，当該会社の今後の物品販売事業や契約活動等に影響を及ぼすなど，競争上の地位や正当な利益を害するおそれがあり，法5条2号，イ，に該当すると認められることから，当該情報が記録されている部分を不開示とした。」としている。第2に，商品購入者に対しての交付方法などについてを開示することについてを，「適正な業社の作業運営に困難を来すお

それがあるなど、刑事施設の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当し、その結果、保安事故等の異常事態が発生するおそれが否定できず、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号に該当することから、当該情報が記載されている部分を不開示とした。」としている。よってその根拠とする法ないし同法5条2号、イ、及び同法5条4号、又同法5条6号について検討する。

当該文書の作成者は特定会社は、現在すでに法務省との随意契約を一括的に正式的に完了している。その為もはや本作情報を開示することによって他との競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れが、必ずしもあるとは言えない。又、これら情報は刑事施設に特化し、しかも物品販売に限ったものであり、これらを公開することによって刑事施設の事務の適正な遂行や業社の作業運営に困難を来す恐れがあるとは必ずしも言い切れず、加えて刑の執行はおろか保安事故等、公共の安全と秩序の維持に支障及ぼす恐れがあるとは必ずしも認められない。して、「おそれがあるもの」と言う所の解※においては、只々漠然且つ抽象的であいまいに表現での、「おそれがある」とするだけでは足りず、具体性なく許してしまうと、必要以上のいたずらに秘密性を高めてしまい、法1条に定める目的に反する状況となり、結果として法の意義をそこなわせてしまう恐れこそ認められる。そうであるから、法の言う「おそれがある」と言うのは、個別具体的で、且つ現実問題として事実その危険性が明確に生じえる可能性が高くある場合にのみ該当し、その場合のみに当該文書を不開示として保護することが許されるのである。それに、その場合であっても法の理念上はその不開示とする範囲は必要最低限ととどめおき、原則的に情報を広く公開し、国民に行政の公正さを説明し理解を深めんとする法の趣旨に則さねばならないのである。よって不開示とするには、具体的必要性が現実的に存在しており、加えて社会通念上に照して合理的且つ妥当性が認められる場合でしか許されず、必要最低限のみの制限にとどめねばならないのであり、であるからして不開示とする場合はこれら理由の全てを明確に証明し法の該当性を確実に立証出来なければ許されない。して本件においては、何ら立証されてなく、漠然と思いつく事柄をならべた上で、可能性があると言っただけで、現実味の認められないまま処分を科したものであり、主張する根拠の法の該当しない不適法に処分を下したのであり、許されないので取消さねばならない。して、不開示処分の情報は、契約完了後の法人が法務省へ対し販売する商品を目録・リスト化したものであり、これが契約前の売込みプレゼン時であれば競争原理上保護する必要性も認められるが、本件は前述通り契約完了した上でのことで、しかもそのリストから全国各刑事

施設が選定し取扱うものであり、すなわち統括する法務省へ法人が正式に販売しているリストであるので、言わばスシ屋の出前メニュー程度の意味合いしかなく、しかもその時々（各施設）の注文が異なることから結果的に間接的にだがほとんど全て内容は知れるも同じ実情から、秘密にする必要性を結果的に失うと言えるものである。しかも内容は法務省に特化した特種の物で一般的競争性の枠逸するものであり、加えてあくまで物品は法令上の適用で法務大臣が定めた物と位置付けられるものとなる為、これが法人として業務上において秘密性があるものと認めてもいない。又、リスト内の物品は一般に広く流通して販売され出回っているものであり、その情報から法人の流通供給能力が明らかとなったとしても、利益上の損害が及ぶとは考えられない。それに何より、もうすでに請求人は同じ文書の更新前の物を以前同処分庁により全文開示決定を受けて所持しているし、今件はその更新された分であるが金額等照合から実質的に内容に大きな変化はない。あくまで同じ処分庁から開示を受けたものであるが、今回は問題なしと全文開示決定をしておいて、今回は一部不開示とするのは一貫性を欠く。前回よくて今回はダメとし、理由は「おそれがある」と言うのみであるが、事実同情報を前回開示した時に、それ以後その開示を理由とする問題が何か知らでも生じたかと言うとその様な事実は存在していない。そうであるのに、開示することで業務上や保安上又は秩序維持上に支障を生ずおそれがあると言う、それであれば「おそれがある」が何かしら具体的現実味のある実際の問題として存在・発生していることを立証しなければならず、そうした不開示とする正当な事情・理由が証明されない限り、本件処分の正当性は認められない。処分庁の本件処分は法の適要性を欠いており、裁量権の逸脱と注意義務のおこたりが認められ、根拠も妥当性も認められない不適法の処分を誤って科して請求人へ不利益を与えたものである。

以上の通り本件処分は法5条2号、イ、及び同5条4号、同5条6号、以上のいずれにも該当せず、不開示とする理由のない本来開示されなければならない情報であることから、本件不開示処分は不適法であり、即時取消さなければならない。

(2) 意見書（添付資料省略）

ア 本件リストの位置付け等について

(ア) 本件リストの位置付けは処遇法40条ないし43条ならび処遇規則15条ないし17条により法務大臣が平成19年5月30日付けで発し定めた3339号訓令の別紙規定に準じる位置付けとなる。尚、運用に係る矯正局長の平成19年5月30日付けで発し定めた3340号通達を含める。諮問庁は本件リストの位置付けについてを、「理由説明書」（以下、第2においては「理由書」という。）

の2項(1)号において、処遇規則21条2号によるものと述べているが、それは誤りである。諮問庁の言う「処遇規則21条2号」に該当する物は、『前述の通り条法令及び訓令通達により法務大臣が自弁を許す物品(食品を含む。以下同じ。)を定め、購入及び差入の物販等を行う事業者(特定会社)の商品の中から選定提案させ、刑事施設で自弁を許す物品と定めた規定に該当するとし、事業者に刑事施設での物販事業で取扱いを認可した本件リストから、各刑事施設の長が実際に販売運用する物を選定し、購入及び差入等で自弁を許し、取扱い運用している物』、すなわち、通称で「自弁飲食物購入コード表」及び「日用品購入コード表」又は「自弁物品許可品目表」と言う物である。よって、諮問庁はまずもって本件リストの法令上の位置付けの根本的な所から誤っている。

(イ) 本件リストの内容は、平成28年5月1日以後において、法務大臣が、全国の刑事施設で被収容者の自弁に係る購入・差入の為の物販事業を行う事業社に対し、事業社の取扱う全ての商品の中から法務大臣が定めた物に該当し、刑事施設での物販に取扱いたい物をまとめて提出させ、その上で確認審査をへて法令及び訓令通達その他の適合により、『法務大臣が事業社に、全国の刑事施設で物販事業において取扱いを許した商品のリスト』である。確かに本作リストを作成したのは事業社であることは間違いないものの、あくまで「作成したのみ」であり、取扱う物品すなわち自弁を許す物品を定めるのは法令・訓令通達により法務大臣が専権にて行うものであるから、本件リストは自業社が作成した物であるとは言え法務大臣の定め(許した)物と位置付けられる。そうであるから、本件リストに係っては自弁物品の区分、品名、摘要、男・女・共用の別、摘要ごとの整理番号、具体的商品名及び写真、仕様、メーカー名、販売価格(税込)、商品に係る備考、等が記載されていたとしても、それらは一事業社の内部情報には当らず、3339号訓令及び3340号通達に準ずる情報に位置付けられるのであり、秘密性は認められない物となる。

イ 事業社について等

(ア) 新法改正以後において、物販等その他の取引業社は各刑事施設が個とし選定し契約を結んでいた(処遇規則21各2号)のであり、全国的に矯正協会が主とし事業を受負っていた。それが政権民主党時の事業仕分けのあおりを受けた事から、これまで各刑事施設が個とし選定の上契約していた事業社を、選定権召し上げにて法務省とし一括し契約を結び、全国の物販事業社を一本化した。その事業社(特定会社)との契約に至っても、公募の競合の原則も形ち上の建

て前で、その実は公平公正性を差しおき、法務省の独断随意契約により選定・契約された。又、5年おきに見直される物も、同様の随意契約で独断的に自動更新の実質で、物販を現在事業社が独専している状況にある。

(イ) 事業社（特定会社）は、大企業であり、現在法務省との契約を結んでおり、全国の刑事施設で被収容者が行う自弁物品の購入に係る事業を、一手独専にて実際に現在物販を実施している。よって、本件リストの内容に当っては、事業社が法務省へ対し実販している品のリストである。この本件リストから選定して、全国の刑事施設長が自施設でそれぞれ個別に物販を事業社に行わせ、取扱っている。よって、本件リストの内容はすでに公開されているに等しく、秘密性はない。又、本件リストの商品は全て、一般に社会に流通している通常品であり、メーカー等も一般法人であり、品名、形状、仕様も全て販売元から公開されている物ばかりである。備考、摘要、区分、等は法令及び訓令通達の定めたものである。これらにより、本件リストの情報は全てにおいて事業社独自の物ではなく、事業社が本件リストを秘密とする理由は認められない。例えるなら、デパートで買物にて、商品を見て選ぶので棚に展示している。すなわち「公開している」のである。しかし、物品目録（カタログ）を見せてほしいと言ったら「秘密と開示しない」との状態。まさに今件はこの通りであり、事業社は「実売」で「公開」しているのに、事業社でない法務省が理由もなく秘密とし開示しないのであり、正当性は認められない。商品を秘密とすれば物販事業が成立たない。

ウ 不開示情報「商品名」及び「メーカー」の各欄について

当該情報が開示され、既に開示された情報と照合し、具体的に取扱う商品が相当数特定されるとして、それらは前述の通り「事業社独自の情報」とは言えず、あくまで「法務大臣が自弁の品を許している物」イコール「事業社に販売を許しているもの」が分るものであり、公平、公正、適正、の維持の為に公開されてしかるものである。当該情報は「契約に係る入札競合のプレゼンの情報」でなく、契約済み事業社に係る法務省の「実施運用状況に関する情報」であり、当該部分が法5条2号イの、「公正な競争上の地位及び正当な利害を害する恐れがある」とは、具体性のない抽象的且つあいまいであり認められない。契約済みの「運用状況」のリストであり、「プレゼンの競合上の立場に係る情報」にないのである。

エ 不開示情報「仕様」の欄について

前記ウの通りで、法5条2号イに該当するとは認められない。物販事業は商品を秘密にする理由はない。

オ 不開示情報「備考」の欄について

(ア) 当該情報については、開示された過去の本件同様リスト（以下「過去のリスト」という。）から見て分る通り、商品の許可対象者の身分別の指示や販売の期間と価格指定期間等を除いては、特定の注意書きで、3339号訓令に基づくもの。又、乾電池については、「特定事項」に特別の注意性を示すもの。これらについて、許可対象等身分に関する点の問題性がないことは当然として、特定のことにについては、すでに訓令等で示されており今さら秘とくする注意事項でない。又、これら特定物の類は、これを得たからと何かに仕用出来る物でもないことは明らかであり、ましてや自殺や逃走の為にちいるなど有えないのであり、これらを得てどう自殺や逃走に役立つのかまったく理解出来ず、理由として認められない。又、この情報により、これらを得る為の効化的方法を考案する等述るが、施設が事前にこれらに対し取りはずして交付する等対策をする訳で被収容者がいかに策を考じたとして不可能なことは明らかであるし、何より「取扱わない」と根本的な対策をとるので実質不可能である事は明らかである。よって全て抽象的且つあいまいで一切具体性現実性のない主張であり、法5条4号に該当するとは認められない。

(イ) 又、上記（ア）の通り、異常事態が生ず具体的おそれの現実性はないことから、本件リストにより引き起こされる自態は存在しない。本件リストを得たからと言って所詮紙の情報であって禁止物その物入手する物ではない。もっと言うなら、自殺や逃走を図るのであればタオルや衣類その他で十分であるし、現在十分にこれらに対す管理をとられており、当該情報により特別な異情事態をじゃっ起させることはなく、又特別に措置管理を必要とする事情が発生する恐れがあるとも認められない。その為法5条6号に該当する理由は認められない。

カ 法について

(ア) 諮問庁は本件リストの当該情報が公開されることにより法5条(2)号イ、同5条4号及び6号に該当する旨主張するが、これまでに述べた通り、いずれも条法に該当すると認めるに足る正当な事情は認められず、本法を適要することは不適法である。これらの理由がない事は、事前に過去のリストを開示受けて、後に相当期間経過したのに何ら一切問題が発生しておらず、何らか生ず可能性すら現実問題として生じていないので十分に証明されている。

(イ) ちなみに、過去のリストの公開については。開示決定は誤った判断と諮問庁は述るが、これは本来官公庁は処分について非を余程のことでも認めないのが普通であるのに、いとも簡単に認めているこ

とから見て、この開示がなされた事実の不利性から言い逃れ出来ず、苦肉の策として、今回初から誤りだったと、事後言い逃れしたのみのもので、取るに足らない主張である。同リストを開示している前例があり、開示の正当性が認められた事実は消せず、逃れられない。(ウ)本項(ア)ないし(ウ)の通り、法5条の非適要性及び開示の正当性は明らかであることに加えて、前述の通り現在刑事施設の物販事業を法務省の一括による随意契約により全国的に特定会社が一手独断にて行っている状態である為、公平、公正性の確保、維持が絶対条件であり、運用状況を監視監督されてしかるものである。その為本件開示に当っては法5条2号イ、5条4号及び6号に、特別に、当る、具体的理由が認められない以上は、法1条の目的と同2条の定義の根本的理念にのっとり適切に開示がなされるべきである。

キ 結

以上の通り本件リストの当該情報は法5条に該当せず、理由なく不当又は違法に不開示処分となされたものであるから、処分取消しの上開示なされるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書により開示請求した、
 - (1) 改善指導（特定刑事施設、ただし特定年月日以降）
 - (2) 全国統一取扱物品リスト（特定刑事施設、平成28年5月1日付け）について、処分庁が、行政文書開示決定通知書をもって、その一部を不開示とする決定（以下、第3においては「本件決定」という。）を行ったものに対するものであり、審査請求人は、上記(2)に係る不開示部分の不開示情報該当性の当否を理由として、本件決定の取消しを求めていることから、以下、当該不開示部分の不開示情報該当性について検討する。
- 2 本件対象文書の位置付け等について
 - (1) 全国の刑事施設、少年院及び少年鑑別所（以下「矯正施設」という。）における物品販売等運營業務（以下「物品販売等業務」という。）については、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）21条2号、少年院法施行規則（平成27年法務省令第20号）43条2号及び少年鑑別所法施行規則（平成27年法務省令第31号）32条2号の規定に基づき、刑事施設の長、少年院の長及び少年鑑別所の長が指定する事業者が行う、矯正施設における自弁物品及び差入品の販売に係る業務に加え、庁舎売店・自動販売機等の運營業務及びその他関連業務を総称したものであり、当該業務については、5年おきに法務省矯正局が公募し、応募のあった事

業者から選定した特定事業者が実施している。

- (2) 上記1(2)(以下、第3においては「対象文書」という。)は、平成28年5月1日以降において、特定事業者が取り扱っている、矯正施設の被収容者、在院者及び在所者が自弁により使用し、又は摂取することができることとされている自弁物品の区分、品名、摘要、男・女・共用の別、摘要ごとの整理番号、具体的商品名及び写真、仕様、メーカー名、販売価格(税込)、商品に係る備考を、特定事業者が一覧表としてまとめ、法務省矯正局に提出したものの写しを、同局が特定刑事施設に交付したものである。

3 不開示情報該当性について

対象文書では、「商品名」欄及び「メーカー」欄の記載欄の全て並びに「仕様」欄及び「備考」欄の記載欄の一部が不開示とされていることから、以下それぞれの不開示部分について検討する。

(1) 「商品名」欄及び「メーカー」欄について

「商品名」欄及び「メーカー」欄の不開示部分については、当該情報が開示された場合、既に開示されている情報等と併せることにより、特定事業者が取り扱っている具体的な商品名を相当程度特定することが可能となり、特定事業者と競合関係にある他の事業者等にとっては、対象文書の情報に加工・改善を加えるなどし、そのノウハウを模倣することで、法務省矯正局が今後行う可能性がある物品販売等業務に係る公募手続を容易にすることが可能となり、その結果、特定事業者の公正な競争上の地位及び正当な利益を害するおそれがあると認められることから、当該部分は法5条2号イに該当する。

(2) 「仕様」欄について

「仕様」欄の不開示部分においては、「品名」欄に、①「シャツ」、「パンツ」、「パンティ(ショーツ)」、「生理帯」、「ズボン下」、「スリッパ」及び「ブラジャー」と記載されている各行の製造に関する特定情報、②「化粧石けん」、「洗濯石けん」、「シャンプー」、「リンス」、「整髪料」、「ヘアピン」、「電池」、「シェービングクリーム」、「綿棒」、「クリーム剤」、「化粧水類」、「生理用品」、「便せん」、「エアメール」、「各種ノート」、「けい紙その他の筆記用具」、「インデックス」、「書道・ペン習字用具」、「眼鏡」及び「洗浄剤」と記載されている各行の空欄部分以外の情報、③「歯ブラシ」、「色鉛筆」、「絵画用具」及び「紙めくり用具」と記載されている各行の特定個数に係る情報及び空欄部分以外の情報については、当該情報が開示された場合、既に開示されている情報等と併せることにより、特定事業者が取り扱っている具体的な商品名を相当程度特定することが可能となることから、上記(1)と同様

の理由により、法5条2号イに該当する。

ただし、「品名」欄に、「髪止めゴム」と記載されている行の「仕様」欄に記載の情報については、当該情報が開示されたとしても、既に開示されている情報等と併せることにより、特定事業者が取り扱っている具体的な商品名を相当程度特定することが可能となるとまでは言えず、開示することが相当である。

(3) 「備考」欄について

「備考」欄の不開示部分については、商品の付属品に関する情報及び特定電池に関する情報が記載されている。

ア 商品の付属品に関する情報について

当該情報が開示された場合、自殺及び逃走その他の異常事態を企図しようとする者にとっては、当該情報を利用して、入手するための効果的な方法等を考案するなどし、その結果、これら異常事態をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがあり、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、当該部分は法5条4号に該当するほか、これら異常事態の発生を防止するため、特定刑事施設における検査体制の変更を余儀なくされるなど、施設における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号にも該当する。

イ 特定電池に関する情報について

当該情報が開示された場合、自殺及び逃走その他の異常事態を企図しようとする者及びこれを援助しようとする者にとっては、当該情報を利用して、入手方法について入念な計画を立てることが容易になり、その結果、これら異常事態をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがあることから、上記アと同様の理由により、当該部分は法5条4号及び6号に該当する。

4 以上のとおり、対象文書について、法5条2号イ、4号及び6号に該当するとして一部を不開示とした本件決定は、上記3(2)ただし書き部分を除き、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書において、「請求人は同じ文書の更新前の物を、以前同処分庁により全文開示決定を受けて所持している」ことを理由として、対象文書についても、全部開示決定がなされるべきである旨主張している。

この点、特定事業者は、取り扱う商品の改廃や価格変更等を踏まえ、年に数回、全国統一取扱物品リストの更新を行っており、平成28年5月1日付けの本件対象文書より前に作成し、法務省矯正局に提出した同リストの写しを、同局が特定刑事施設に交付したもの（過去のリスト）に

ついて、審査請求人に対し、処分庁が全部開示決定を行った事実があることを理由として、対象文書についても、全部開示決定がなされるべきであるとの主張であるが、これは、本来であれば、過去のリストについても、法5条2号イ、4号及び6号に該当する部分については、不開示とすべきであったところ、誤って当該全部開示決定がなされたものであり、そのことを理由として、対象文書についても全部開示することは妥当ではない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年10月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月8日 審議
- ④ 同月18日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年12月19日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 平成29年1月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、上記第1に掲げる文書1及び2の開示を求めるものである。

処分庁は、文書1についてはその一部を法5条1号に該当するとして、文書2についてはその一部を同条2号イ、4号及び6号に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、法5条2号イ、4号及び6号に該当するとして不開示とされた部分（文書2の不開示部分）の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は、このうち、「品名」欄に「髪止めゴム」と記載されている行の「仕様」欄の情報の記載部分を開示するとしているが、その余の不開示部分（以下「本件不開示維持部分」という。）は原処分を妥当としていることから、以下、文書2を見分した結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 文書2の位置付け等について

諮問庁の説明によると、文書2の位置付け等は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 矯正施設における物品販売等業務については、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則21条2号等の規定に基づき、刑事施設の長、少年院の長及び少年鑑別所の長が指定する事業者が行う、矯正施設における自弁物品及び差入品の販売に係る業務に加え、庁舎売店・自動販売機等の運營業務及びその他関連業務を総称したものであり、当該業務については、5年おきに法務省矯正局が公募し、応募のあった事業

者から選定した特定事業者が実施している。

- (2) 文書2は、平成28年5月1日以降において、特定事業者が取り扱っている、矯正施設の被収容者、在院者及び在所者が自弁により使用し、又は摂取することができることとされている自弁物品の区分、品名、摘要、男・女・共用の別、摘要ごとの整理番号、具体的商品名及び写真、仕様、メーカー名、販売価格（税込）並びに商品に係る備考を、特定事業者が一覧表としてまとめ、法務省矯正局に提出したものの写しを、同局が特定刑事施設に交付したものである。

3 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

本件不開示維持部分では、「区分」欄に「食料品」及び「嗜好品」と記載された欄を除く「商品名」欄及び「メーカー」欄の記載部分並びに「仕様」欄及び「備考」欄の一部の記載部分が不開示とされていると認められる。

(1) 「商品名」欄及び「メーカー」欄について

上記欄の不開示維持部分では、「区分」欄に「食料品」及び「嗜好品」と記載された欄を除く「商品名」欄及び「メーカー」欄の記載部分が不開示とされており、「商品名」欄には、特定事業者が取り扱っている商品の写真とその商品名が、「メーカー」欄には、当該物品を製造及び販売している具体的なメーカー名が記載されていると認められる。

そうすると、これらを公にすることにより、既に開示されている価格等の情報と併せることにより、特定事業者が取り扱っている具体的な商品を相当程度特定することが可能となると認められ、全国の刑事施設における物品販売等事業が、法務省矯正局の公募より選定された事業者によって行われていることに鑑みれば、物品販売等事業の競合関係にある他の事業者等にとっては、文書2の情報に加工・改善を加えるなどし、そのノウハウを模倣することで、法務省矯正局が今後行う可能性がある物品販売等事業に係る公募手続において有利になることが可能となり、その結果、特定事業者の今後の物品販売等事業及び契約活動等に影響を及ぼす旨の諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、特定事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 「仕様」欄について

上記欄の不開示維持部分では、「品名」欄に、①「シャツ」、「パンツ」、「パンティ（ショーツ）」、「生理帯」、「ズボン下」、「スリッパ」及び「ブラジャー」と記載されている各行の製造に関する特定情報、②「化粧石けん」、「洗濯石けん」、「シャンプー」、「リンス」、

「整髪料」，「ヘアピン」，「シェービングクリーム」，「綿棒」，「クリーム剤」，「化粧水類」，「生理用品」，「便せん」，「エアメール」，「各種ノート」，「けい紙その他の筆記用具」，「インデックス」，「書道・ペン習字用具」，「眼鏡」及び「洗浄剤」と記載されている各行の空欄部分以外の情報並びに③「電池」，「歯ブラシ」，「色鉛筆」，「絵画用具」及び「紙めくり用具」と記載されている各行の特定個数に係る情報及び空欄部分以外の情報の記載部分が不開示とされていると認められる。

上記不開示維持部分には，製造に関する特定情報，大きさ，数量，内容等々の当該物品の具体的な仕様が記載されていることが認められる。

そうすると，当該部分については，これらを公にすることにより，既に開示されている価格等の情報と併せることで，特定事業者が取り扱っている具体的な商品を相当程度特定することが可能となると認められ，上記（１）と同じ理由により，法５条２号イに該当し，不開示とすることが妥当である。

（３）「備考」欄について

「品名」欄が，①「靴下」となっている「備考」欄の一部及び②「耳かき」となっている「備考」欄に記載された商品の付属品に関する情報並びに③「電気式カミソリ」となっている「備考」欄の一部及び④「電池」となっている「備考」欄の一部に記載された特定電池に関する情報の記載部分が不開示とされていると認められる。

ア 商品の付属品に関する情報が記載された部分（上記①及び②の不開示維持部分）

標記不開示維持部分には，商品の付属品に関する情報が記載されていると認められ，それらが有する身体に及ぼす危険性等に鑑みれば，これらを公にすることにより，自殺その他の異常事態を企図しようとする者にとっては，当該情報を利用して，入手するための効果的な方法等を考案するなどし，その結果，自殺その他の異常事態をじゃっ起させ，又はその発生 of 危険性を高めるおそれがあり，刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって，当該部分は，法５条４号に該当し，同条６号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

イ 特定電池に関する情報が記載された部分（上記③及び④の不開示維持部分）

標記不開示維持部分には，特定電池に関する情報が記載されていることが認められ，その成分等に鑑みれば，これらを公にすることにより，自殺その他の異常事態を企図しようとする者及びこれを援助

しようとする者にとっては、当該情報を利用して、入手方法について入念な計画を立てることが容易になり、その結果、自殺その他の異常事態をじゃっ起させ、又はその発生危険性を高めるおそれがあり、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条2号イ及び4号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史